

魅力ある職場づくり推進事業費補助金 Q & A ①

【補助事業・補助対象経費について】

<目次>

1. 【補助対象者について】		
Q1	中小企業基本法第2条第1項各号に該当する中小企業者とは、どういったものか。	2
Q2	特定非営利活動法人（NPO法人）は本補助金の対象となるか。	2
Q3	社会福祉法人は本補助金の対象となるか。	2
Q4	共同事業体（JV）は本補助金の対象となるか。	2
Q5	個人事業主は本補助金の対象となるか。	2
Q6	岩手県内に本社を有する企業が、当該企業の県外事業所で働き方改革等の取組を実施した場合、本補助金の対象となるか。	2
Q7	本社が県外にあるが、岩手県内の事業所は本補助金の対象となるか。	3
Q8	過去に「いわて働き方改革等推進事業費補助金」などの県の補助金を活用した事業者も対象となるか。	3
Q9	補助金の交付対象者の要件について、「岩手県内に本社又は主たる事業所を置き、岩手県内で事業活動を行っていること。」とあるが、県外に本社があるが、主に県内で事業活動を行っている場合は対象となるか。	3
Q10	「常時雇用する労働者」とは、どのような従業員が対象となるか。	3

2. 【補助要件について】		
Q11	「いわて働き方改革推進運動」の参加宣言はいつまでに行う必要があるか。	3
Q12	一般事業主行動計画を届け出していないが、補助金の交付申請は可能か。	3
Q13	補助金の申請に当たって一般事業主行動計画に記載すべき事項はあるか。	4
Q14	過去3年度間に新規採用又は正社員登用した従業員が、交付申請時点では退職している場合には、交付申請は可能か。	4
Q15	申請日から1年以内の新規採用若しくは正社員登用の計画を立てたが、補助金交付後において、実際に採用又は登用実績がなかった場合には、補助金返還となるか。	4
Q16	補助金交付申請時点で県税を滞納しているが、補助金の交付時までには納税する旨誓約することで交付決定を受けられるか。	4
Q17	県税が非課税の場合、「県税に未納がないことの証明書」の提出は不要か。	4
Q18	前年度に本補助金の交付を受けているが、今年度も申請をすることは可能か。	4
Q19	国や県の他の助成金、補助金などと併用することは可能か。	4

1.【補助対象者について】

Q 1 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者の範囲とは何か。

A 1 次の表の資本金の額又は出資の総額 若しくは常時使用する従業員の数のいずれかに該当する事業の範囲を指しています。

業種	中小企業者 ※以下の <u>いずれか</u> を満たすこと。	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④以外）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下

Q 2 特定非営利活動法人（NPO 法人）は本補助金の対象となるか。

A 2 対象となります。

→ 特定非営利活動法人（NPO 法人）は、法人税法上の公益法人等とみなされることから（特定非営利活動促進法第 70 条第 1 項）、本補助金の対象となります。

Q 3 社会福祉法人は本補助金の対象となるか。

A 3 対象となります。

→ 社会福祉法人は、法人税法上の公益法人等に該当することから（法人税法第 2 条、別表 2）、本補助金の対象となります。

なお、社会福祉法人には資本金や出資が存在しないため常時使用する従業員の数で判断します。

Q 4 共同事業体（JV）は本補助金の対象となるか。

A 4 対象となりません。

→ 共同事業体は、民法上の組合の一種と考えられ、法人格を有しないことから、本補助金の対象とはなりません。

Q 5 個人事業主は本補助金の対象となるか。

A 5 対象となりません。

→ 個人事業主は、法人税法上の公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当しません。

Q 6 岩手県内に本社を有する企業が、当該企業の県外事業所で補助対象の取組を実施した場合、本補助金の対象となるか。

A 6 対象となりません。

→ 岩手県内に本社を有する企業や主たる事業所等を置く企業等であって、かつ、岩手県内の事業所等において補助対象の取組を実施することが必要です。

Q 7 本社が県外にあるが、岩手県内の事業所は本補助金の対象となるか。

A 7 対象となりません。

→ 本補助金は、岩手県内に本社や主たる事業所を置く企業等を対象としています。

Q 8 過去に「いわて働き方改革等推進事業費補助金」などの県の補助金を活用した事業者も対象となるか。

A 8 対象となります。ただし、過去に県や国の補助金・助成金を受けている費用に対して、重複して補助することはできません。

Q 9 補助金の交付対象者の要件について、「岩手県内に本社又は主たる事業所を置き、岩手県内で事業活動を行っていること。」とあるが、県外に本社があるが、主に県内で事業活動を行っている場合は対象となるか。

A 9 対象となりません。ここでいう主たる事業所とは、NPO 法人等の会社ではない事業所のことを指します。

Q10 「常時雇用する労働者」とは、どのような従業員が対象となるか。

A10 本補助金における「常時雇用する労働者の数」は、中小企業基本法における「中小企業者」の「常時使用する従業員」に準ずることとしています。

→ 同法の「常時使用する従業員」については、労働基準法第 20 条で定める「解雇の予告を必要とする者」とされており、具体的には、同法第 21 条に該当しない者（下記参照）が「常時使用する労働者」に該当します。

なお、派遣労働者については、派遣元でカウントしてください。

<参考：労働基準法第 21 条>

前条（解雇の予告）の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

一 日日雇い入れられる者

二 二箇月以内の期間を定めて使用される者

三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者

四 試の使用期間中の者

2. 【補助要件について】

Q11 「いわて働き方改革推進運動」の参加宣言はいつまでに行う必要があるか。

A11 本補助金の交付申請時点で、同運動に参加していることが必要です。

Q12 一般事業主行動計画を届け出していないが、補助金の交付申請は可能か。

A12 事業年度内に届け出る見込みがあれば、申請可能です。

ただし、事業実績報告までに届出が行われていない場合は、補助金の交付は行いません。

Q13 補助金の申請に当たって一般事業主行動計画に記載すべき事項はあるか。

A13 必須の事項はありません。自社の課題に応じて、設定してください。

ただし、事業計画と乖離がある場合には、補助金の交付が行えない場合があります。

Q14 過去3年度間に新規採用又は正社員登用した従業員が、交付申請時点では退職している場合には、交付申請は可能か。

A14 交付申請可能です。

Q15 申請日から1年以内の新規採用若しくは正社員登用の計画を立てたが、補助金交付後において、実際に採用又は登用実績がなかった場合には、補助金返還となるか。

A15 計画に基づき採用活動等を行っていただくことを要件としておりますので、やむを得ない事情と認められる場合でなければ、返還となります。

Q16 補助金交付申請時点で県税を滞納しているが、補助金の交付時までには納税する旨誓約することで交付決定を受けられるか。

A16 交付決定することはできません。

Q17 県税が非課税の場合、「県税に未納がないことの証明書」の提出は不要か。

A17 県税非課税の場合であっても、「県税に未納がないことの証明書」は発行されます。

県税窓口にて発行を受け、ご提出ください。

Q18 前年度に本補助金の交付を受けているが、今年度も申請をすることは可能か。

A18 過年度に本補助金の交付を受けている場合は、補助金の交付対象外となります。また、新たに計画を制定した場合においても、補助金の交付対象外となります。

Q19 国や県の他の補助金、助成金などと併用することは可能か。

A19 可能です。ただし、他の補助金・助成金を受けている費用に対して、重複して補助することはできません。

→ 他の補助制度等との併用する場合は、収支予算書にその旨を明記して申請してください。

なお、併用する他の補助制度等において、補助率等が変わる場合や併用ができない場合がありますので、個別に確認してください。